

平成31年3月25日

奥州市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

奥州市の耕地面積は19,900haであり、このうち水田の面積率は85.9%を占め、稲作をはじめとする土地利用型農業を主体に、全国ブランドとして名高い「前沢牛」や「江刺りんご」等、畜産・果樹・野菜等にも取り組みながら、多様な農業生産を展開している。

農地利用最適化推進会議における地域推進班が行った地域の現状と課題を総合すると次のとおりであり、新規就農者の参入を支援し、遊休農地の発生防止及び解消に努めるとともに、農地中間管理事業を有効に活用して担い手への農地利用の集積・集約を進める必要がある。

- (1) 農業従事者の高齢化や減少、担い手不足、後継者の不安がある
- (2) 圃場整備事業実施地区では個人、組織（法人）ともに担い手の明確化がなされ、農地集積・集約が進んでいる。遊休農地の心配も挙がっていない
- (3) 中山間地域及び圃場整備未実施地区では農業従事者の高齢化、後継者の心配、遊休農地の発生等が課題
- (4) 一部地域では新規就農の期待があるものの、多くは期待が薄く、新たな担い手育成が必要と感じている

以上のような観点から、地域の強みを活かしつつ、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進むよう、奥州市農業委員会の指針として具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は奥州市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に合わせて平成37年度を目標とし、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現 状 (平成30年3月)	19,930.0ha	30.0ha	0.15%
3年後の目標 (平成33年3月)	19,925.5ha	22.5ha	0.11%
目 標 (平成38年3月)	19,910.0ha	10.0ha	0.05%

※「管内の農地面積」は作物統計調査における耕地面積と遊休農地の合計面積。

[目標] 奥州市総合計画に定める数値目標は平成33年度に20haであり、現状の面積との関係から算出される「1年あたり2.5ha」を解消目標とした。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

(ア) 地域推進班を主体とした農業委員と推進委員による農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図るものとし、それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、適宜実施する。

(イ) 利用意向調査においては、必要に応じて農業委員及び推進委員の訪問など適正かつ迅速な意向把握に努めるものとし、利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

(ウ) 前記(1)に掲げる遊休農地の解消目標達成に向け、遊休農地再生に活用できる事業を耕作者に斡旋する。

② 農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

③ 非農地判断について

利用状況調査と同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」によって、B分類（再生利用困難）に区分された荒廃農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現 状 (平成30年3月)	19,900ha	11,847ha	59.5%
3年後の目標 (平成33年3月)	19,900ha	13,167ha	66.2%
目 標 (平成38年3月)	19,900ha	14,927ha	75.0%

[目標] 奥州市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に掲げる平成37年度の農地利用集積目標75%とした。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 農村集落の持続的発展には、地域農業の維持・発展が不可欠であり、農業従事者の高齢化や後継者・担い手不足等の課題と、農地の効率的利用を考える「地域における農業者等による協議の場」が重要である。地域の特性を考慮したうえで、地域の中心となる経営体として認定農業者や集落営農組織等を位置付け、それぞれの農業者の意思と地域の資源に照らした実現可能性のある「地域農業マスタープラン（人・農地プラン）」の作成と見直しを、地域推進班における活動計画に位置付け、農業委員及び推進委員は協議の場に積極的に参画し、担い手への農地の利用集積・集約に取り組む意欲の向上を図る。

② 農地中間管理機構等との連携について

農業委員会は、市町村、農地中間管理機構、農協等と連携し、
(ア) 農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地
(イ) 経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地
(ウ) 利用権の設定期間が満了する農地

等についてリスト化を行い、「地域農業マスタープラン（人・農地プラン）」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農業公社の農地コーディネーターとともに農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③ 農地の利用調整と利用権設定について

管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

また、中山間地域等の条件不利地では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

④ 農地の所有者等を確認することができない農地の取扱い

農地の所有者等を確認することができない農地については、公示手続を経て県知事の裁定で利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数 (独立経営の個人) (新規参入者取得面積)	親元就農	雇用就農	合計
現 状 (平成30年3月)	6人	13人	9人	28人
3年後の目標 (平成33年3月)	7人 (3.5ha)	14人	11人	32人
目 標 (平成38年3月)	8人 (4.0ha)	15人	12人	35人

[目標] 奥州市総合計画に定める数値目標は、平成27年度の21人から4年間で25人へ年間5%ずつ増加させた後、その増加数を維持する目標が設定されている。

平成29年度の実績は28人で既にこれらの目標値を上回っており、これまでの取り組みを継続し、総合計画の「増加後、維持」の目標設定を踏襲して、今後3年後まで年間5%ずつの増加、その後は安定的な新規就農者の確保を継続する目標とした。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

市、県、農協、農業会議、農業公社と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者（法人を含む。）を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施する。

② 新規就農者の育成支援について

市、県、農協等と連携した営農支援の中で、農地取得に関する相談に応じる。

③ 農業委員会のフォローアップ活動について

農業委員及び推進委員は、新規参入者（法人を含む。）の地域の受入条件の整備を図るとともに、後見人等の役割を担う。